

○農産物規格規程

〔平成十三年二月二十八日〕
農林水産省告示第二百四十四号

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第六条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（昭和二十六年四月十九日農林省告示第三百三十三号）の全部を次のように改正し、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成十三年四月一日と定め、公示する。

第一 農産物規格規程
一 国内産農産物

(一) 種類

水稲うるちもみ 水稲もちもみ 陸稲うるちもみ 陸稲もちもみ 種子水稲うるちもみ 種子陸稲うるちもみ 種子陸稲もちもみ 飼料用

(二) 銘柄

イ 水稲うるちもみ
産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	彩、あやひめ、えみまる、おぼろづき、きたくりん、北瑞穂、きらら三九七、さんさんまる、そらきり、そらゆき、大地の星、ななつぼし、ふつくりんこ、ほしのゆめ、ほしまる、雪ごぜん、ゆきさやか、ゆきひかり、ゆきむつみ及びゆめぴりか	
青森県	、あおもりっこ、あきたこまち、あさゆき、コシヒカリ、青天の霹靂、つがるロマン、つきあかり、つぶゆき、はれわたり ひとめぼれ、ほっかりん、まつしぐら、ムツニシキ及びゆきはな	
岩手県	あきたこまち、いわてっこ、かけはし、きらほ、銀河のしずく、コシヒカリ、金色の風、ササシグレ、ササニシキ、たか のゆめ、ちほのり及びゆみあずさ トヨニシキ、どんびしやり、白銀のひかり、ひとめぼれ、ほむすめ舞、ミルキーク	
宮城県	、あきたこまち、いのちの壺、奥羽四五二号、大粒ダイヤ、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、コシヒカリ 、五百川、サシグレ、サトニシキ、さち未来、春陽、たきたて、正夢、花キラホ、ひのり、あかり、つくる、ば つや姫、東北一四号、やまのしずく、ゆうだい二、ゆきむすび及びゆみあずさ ひとりめぼれ、まなむすめ、ば クイーン、萌えみのり、やまのしずく、ゆうだい二、ゆきむすび及びゆみあずさ	
秋田県	あきたこまち、あきたさざり、あきたばらり、秋田六三号、秋のきらめき、淡雪こまち、亀の尾四号、キヨニシキ、金 いぶき、まのめ、あきたさざり、あきたばらり、秋のきらめき、淡雪こまち、亀の尾四号、キヨニシキ、金の ノール、ふくひびき、まんぷくすらり、つくばり、秋のきらめき、淡雪こまち、亀の尾四号、キヨニシキ、金の とめぼれ、ふくひびき、まんぷくすらり、つくばり、秋のきらめき、淡雪こまち、亀の尾四号、キヨニシキ、金の	

愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	
あきたこまち、あきだわら、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、てんたかく、にこまる、にじのきらめき、ひとめぼ	あきぎげしき、あきさかり、はえぬき、ヒノヒカリ及び姫ごのみ、オオセト、キヌヒカリ、コシヒカリ、さぬきよいまい、にこまる	ナエチゼン、あきさかり、あきたこまち、あわみのり、イクヒカリ、キヌヒカリ、ほむすめ舞及びミルキークイーン	あきたこまち、あきまつり、きぬむすめ、金のいぶき、恋の予感、コシヒカリ、ミルキークイーン及びやまだわら	あきさかり、あきたこまち、あきだわら、あきろまん、いのちの壺、LGCソフト、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、金のいぶき、恋初めし、恋の予感、こいもみじ、コシヒカリ、姫ごのみ、ホウレイ、ミルキークイーン及び夢の華	ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ミルキークイーン及び夢の華	あきたこまち、あきだわら、縁結び、きぬむすめ、越のかおり、ほむすめ舞、ミルキークイーン及び夢の華	あきたこまち、あきだわら、縁結び、きぬむすめ、コシヒカリ、つきあかり、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、プリンセスかおり、星空舞、ミルキークイーン、ヤマヒカリ及びゆうだい二一	イクヒカリ、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、つや姫、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ハナエチゼン、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、ミネアサヒ、ミルキープリンセス及びヤマヒカリ	あきたこまち、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、にじのきらめき、ひとめぼれ及びヒノヒカリ	あきたこまち、あきだわら、いのちの壺、かぐや姫、歓喜の風、キヌヒカリ、きぬむすめ、コシヒカリ、コノホシ、たちはるか、ちほみのり、つきあかり、とよめき、どんとこい、中生新千本、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ハナエチゼン、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ほむすめ舞、みどり豊、ミルキークイーン、ゆうだい二一、夢ごこち及び夢の華	あきたこまち、キヌヒカリ、きぬむすめ、恋の予感、コシヒカリ、てんたかく、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカリ及び祭り晴	いのちの壺、縁結び、キヌヒカリ、きぬむすめ、京式部、京の輝き、コシヒカリ、つきあかり、どんとこい、にこまる、日本晴、ヒカリ新世紀、ヒノヒカリ、フクヒカリ、ほむすめ舞、祭り晴、ミルキークイーン及び夢ごこち	一、ゆめおうみ、夢ごこち、夢の華、夢みらい及びレーク六五

岩手県	青森県	北海道	道府県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
朝紫、カグヤモチ、こがねもち、ヒメノモチ、めんこもち、もち美人及び夕やけもち	あかりもち、アネコモチ、式部糯及びヒメノモチ	風の子もち、きたのむらさき、きたふくもち、きたゆきもち及びはくちようもち	品	れ、ヒノヒカリ、ひめの凜、フクヒカリ及び松山三井	元氣つくし、ミルキークイーン、ツクシホマレ、つやおとめ、とくだわら、にこまる、ヒノヒカリ、姫ごのみ、ふくのこ、実りつくし、	る、ヒノヒカリ、さがびより、さとじまん、たんぼの夢、つや姫、天使の詩、にこまる、にじのきらめき、日本晴、ひなたま	おてんとそだち、恋初めし、コシヒカリ、つや姫、なつほのか、にこまる、ヒノヒカリ及びレイホウ	舞、とよめき、にこまる、にじのきらめき、ぴかまる、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、北陸一九三三号、ほむすめ	り及びミルキークイーン、恋の予感、コシヒカリ、たちはるか、つや姫、なつほのか、にこまる、ひとめぼれ、ヒノヒカ	一八九号、にこまる、ひとめぼれ、ひなたみのり、ヒノヒカリ、ほしじるし、まいひかり、み系三五八、宮崎五二号及び	あきのそら、あきの舞、あきほなみ、彩南月、イクヒカリ、コシヒカリ、たからまさり、とよめき、なつほのか、にこま	ちゆらひかり、ひとめぼれ及びミルキーサマー

口 水稲もちもみ
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

宮城県	こもちまる、ヒメノモチ及びみやこがねもち
秋田県	朝紫、きぬのはだ、こがねもち、たつこもち、ときめきもち、ヒメノモチ及びタヤけもち
山形県	朝紫、こがねもち、こゆきもち、酒田女鶴、たつこもち、でわのもち、ヒメノモチ及び山形糯一二八号
福島県	朝紫、あぶくまもち、こがねもち及びヒメノモチ
茨城県	こがねもち、ヒメノモチ及びマンゲツモチ
栃木県	きぬはなもち、ヒメノモチ及びモチミノリ
群馬県	群馬糯五号及びまんぷくもち
埼玉県	峰の雪もち
千葉県	ツキミモチ、ヒメノモチ、ふさのもち、マンゲツモチ及び峰の雪もち
神奈川県	喜寿糯
新潟県	こがねもち、紫宝、ヒメノモチ、ゆきみのり、ゆきみらい及びわたぼうし
富山県	カグラモチ、こがねもち、新大正糯、とみちから及びらいちようもち
石川県	石川糯二四号、カグラモチ、新大正糯、白山もち及び峰の雪もち
福井県	カグラモチ、新大正糯、タンチヨウモチ及び恵糯
山梨県	朝紫及びこがねもち
長野県	ヒメノモチ、もちひかり及びモリモリモチ
岐阜県	きねふりもち、ココノエモチ、たかやまもち及びモチミノリ
静岡県	葵美人、するがもち及び峰の雪もち
愛知県	ここのえ一号、ココノエモチ、十五夜糯、こはるもち、ヒヨクモチ及び峰のむらさき
三重県	ふわりもち
滋賀県	滋賀羽二重糯、ヒメノモチ、マンゲツモチ及び峰の雪もち

(三) 規格
イ 量目

鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	京都府
さつま絹もち、さつま黒もち、さつま雪もち及び峰の雪もち	朝紫	ヒヨクモチ	ヒヨクモチ及び峰の雪もち	ヒヨクモチ	ヒデコモチ及びヒヨクモチ	ヒヨクモチ	サイワイモチ、たまひめもち及びヒデコモチ	クレナイモチ及びモチミノリ	クレナイモチ	モチミノリ	ヒヨクモチ、マンゲツモチ及びミヤタマモチ	ココノエモチ、ヒメノモチ及びふわりもち	ココノエモチ、ヒメノモチ及びヤシロモチ	ココノエモチ、ヒメノモチ、ミコトモチ、峰の雪もち及びヤシロモチ	オトメモチ、鈴原糯、ハクトモチ及びヒメノモチ	モチミノリ	ヒヨクモチ	はりまもち、マンゲツモチ及びヤマフクモチ	新羽二重糯

麻袋又は樹脂袋詰めの場合
紙袋又はポリエチレンフィルム袋詰めの場合
口 荷造り及び包装
四〇キログラム又は二〇キログラム
二〇キログラム

第一種麻袋
材料
原反は、黄麻糸で平織り又はあや織りに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合にあつては黄麻糸一四番手三本より又はこれと同等以上の強さの麻糸、ミシン縫いの場合にあつては綿糸三〇番手一二本より若しくはビニロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さの糸とする。

(±) 一〇 二一	縦 〔ルメセン トチ〕	(±) 六〇 二〇	横 〔ルメセン トチ〕	(±) 六一 二一	(又は縦)	密 のメー 織トセン 込本間チ 度	(又は横)	(又は縦)	重 (グラム) さ	表	示	仕 立 方
(±) 七 四〇	縦 〔ルメセン トチ〕	(±) 三 二二	横 〔ルメセン トチ〕	(±) 七 四〇	(又は横)	密 のメー 織トセン 込本間チ 度	(又は縦)	(又は横)	重 (グラム) さ	表	示	仕 立 方
(±) 七 四〇	縦 〔ルメセン トチ〕	(±) 三 二二	横 〔ルメセン トチ〕	(±) 七 四〇	(又は横)	密 のメー 織トセン 込本間チ 度	(又は縦)	(又は横)	重 (グラム) さ	表	示	仕 立 方

荷造り
手縫いの場合にあつては、袋口を内部に折り込みこれを更に一方に折るか、又は内部に折り込まないで一方に二回以上折り、口縫糸二本でその片端を二回くり、縫目の間隔約五センチメートルで千鳥縫い又は巻縫いとし、片結びとする。この場合において、他の片端は、二回くり通すものとする。
ミシン縫いの場合にあつては、袋口を内部に折り込むか、又は折り込まないで袋口をそろえ、袋口と平行に、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルで縫うものとする。

第二種麻袋
材料
原反は、黄麻糸で平織りに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合にあつては黄麻糸一四番手三本より又はこれと同等以上の強さの麻糸、ミシン縫いの場合にあつては綿糸三〇番手一二本より若しくはビニロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さの糸とする。

縦 〔ルメセン トチ〕	横 〔ルメセン トチ〕	(又は縦)	(又は横)	密 のメー 織トセン 込本間チ 度	重 (グラム) さ	表	示	仕 立 方
-------------------	-------------------	-------	-------	-------------------------------	-----------------	---	---	-------------

(±)	七 二 四
(±)	五 二 〇
(±)	三 二 二
(±)	五 二 二
(±)	四 二 〇 五
	袋の中央部に別に定めるところにかつ、原反を織った会社別に別
	原反の両端と平行な中央の線を折目として二つに折り、合わせ
	した側及び底部をヘラクル縫いと

荷造り

手縫いの場合にあつては、袋口をそろえ一方に二回折り、口縫糸二本でその片端を一回りくくり、縫目の間隔約三センチメートルで平縫い又は巻縫いとし、止め結びとする。この場合において、他の片端は、一回りくくって通すものとする。

第三種麻袋

材料

原反は、黄麻系で平織りに織ったものとし、口ひもは、黄麻系三二番手五本より又はこれと同等以上の強さの麻系とし、袋口の当板は、厚さ一・五ミリの鉄製（ニッケルメッキ仕上げ）のものとする。

形状

(±)	八 二 〇	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ルメセン縦 トチ </div>	
(±)	五 二 〇	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ルメセン横 トチ </div>	
(±)	三 二 二	(又は縦)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 密 のメーセン 織トチ度 込本間 </div>
(±)	五 二 二	(又は横)	
(±)	四 二 三 五	重 (グラム)さ	
	袋の中央部に別に定めるところにかつ、原反を織った会社別に別	表 示	
	原反の両端と平行な中央の線を折目として二つに折り、合わせ	仕 立 方	
	した側及び底部をヘラクル縫いと		

荷造り

袋口をそろえ当板に取り付けたリングバナースナップをはめ合わせ、一方に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所を袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

その他麻袋

前各号に掲げる麻袋以外の麻袋

(ロ) 樹脂袋

第一種樹脂袋

原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドレスに織ったものとし、口縫糸は、手縫いの場合にあつては、一〇〇〇〇デニール以上で、引張強度三六キログラム以上のポリプロピレン製糸又はこれらと同等以上の強さの糸と、ミシン縫いの場合にあつては、ビニロン糸二〇番手六本より又はこれと同等以上の強さの糸とする。

(±)	縦 ルメ ーセン トチ	縦	密 ル ー 間の 織 込 本 数 度	重 （ グラ ム） さ	表 示	仕 立 方
一 〇 二 二						
(±)	横 ルメ ーセン トチ	横				
六 二 〇						
(±)	縦	縦	密 ル ー 間の 織 込 本 数 度			
五 三 四						
(±)	横	横				
四 六 三						
(±)				重 （ グラ ム） さ		
一 七 五						
袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを	袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを	袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを	袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを	袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを	袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを	袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを
袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとしたものは	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとしたものは	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとしたものは	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとしたものは	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとしたものは	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとしたものは	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとしたものは

荷造り

手縫いの場合にあつては、袋口をそろえ一方に二回以上折り、口縫糸二本でその片端を二回くり、縫目の間隔約五センチメートルで巻縫いとするか、又は口縫糸二本でその片端を一回くり、縫目の間隔約三センチメートルで平縫いとし、片結びとする。この場合において、他の片端は、巻縫いにあつては二回くり、平縫いにあつては一回くり、通すものとする。

第二種樹脂袋

原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドレスに織ったものとし、口縫糸は、ビニロン糸二〇番手六本より又はこれと同等以上の強さの糸とする。

(±)	縦 ルメ ーセン トチ	縦	密 ル ー 間の 織 込 本 数 度	重 （ グラ ム） さ	表 示	仕 立 方
八 二 〇						
(±)	横 ルメ ーセン トチ	横				
四 二 八						
(±)	縦	縦	密 ル ー 間の 織 込 本 数 度			
五 二 一						
(±)	横	横				
三 九 二						
(±)				重 （ グラ ム） さ		
一 八 〇 五						
袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを	袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを	袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを	袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを	袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを	袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを	袋の中央部に幅約一センチメートルに別トルを隔てて、製造会社別に別んだものを
袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとし、両側をそ	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとし、両側をそ	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとし、両側をそ	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとし、両側をそ	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとし、両側をそ	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとし、両側をそ	袋口はヒートカットとし、底部はアンテアス縫いとし、両側をそ

荷造り

袋口をそろえ一方に一回折り、袋口と平行にミシン縫いとし、縫目の間隔八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第三種樹脂袋

材料 原反は、一〇〇〇デニール以上の黄茶色のポリプロピレン製テープヤーン（ポリプロピレン一〇〇パーセント）を、平織り（滑り止め効果のある織り方のもの）でエンドレスに織ったものとし、口ひもは、幅約一二ミリメートルのポリプロピレン製バンドで、破断強度一〇〇キログラム以上、破断伸度二〇パーセント以下のものとし、袋口の補強材は、幅一九ミリメートルのポリプロピレン製で、剛軟度一〇〇キログラム以上のものとする。

(±) 八 二〇	縦 ルメセン トチ	
(±) 四 二八	横 ルメセン トチ	
(±) 五 二一	縦	密 度 ルメセンチメートル の織込本数
(±) 三 二九	横	
(±) 一 九 〇 五	重 さ (グラム)	
表 示		
仕 立 方		

袋の中央部に幅約一センチメートルを隔てて、製造会社別に定める色の縦糸を二本を織り込んでも

袋口はヒートカットし、底部はアンテアス縫い返し、両側をそれぞれ七センチメートルの長さの補強材と、裏側を当てて

荷造り 袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約七センチメートルの箇所を袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで片結びとする。

(A)

紙袋
第一種紙袋

材料 原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）MS―八四、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）EK―一八三又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）EK二―八四に規定されたクラフト紙とし、口ひもは、紙ひも製バンド（紙ひも八本を幅一〇ミリメートル以下に並列帯状に固着させたもので、引張り強さ六八キログラム以上のもの）とする。

(±) 八 二〇	縦 ルメセン トチ	
(±) 四 一九	横 ルメセン トチ	
(±) 〇 ・一 五〇	底 幅 ルメセン トチ	重 さ (グラム)
(±) 二 一 三 〇 〇		
表 示		
仕 立 方		

製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに第一種紙袋の文字を表面に表示したものを表

各層ともクラフト紙又は新クラフト紙を張り、裏側に七層とし、底部分は紙ひも製バンドを当て、裏側の口センチメートルを約三センチメートル折り返して

荷造り
袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所で袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

第二種紙袋
材料
原紙は、J I S P 三四〇一（クラフト紙一種）M S 一八四、J I S P 三四〇一（クラフト紙五種一号）E K 一八三又は J I S P 三四〇一（クラフト紙五種二号）E K 二一八四に規定されたクラフト紙とし、縫いに用いる糸は、綿糸三〇番手二本より若しくはビロン糸二〇番手六本より又はこれらと同等以上の強さのものとする。

(±)	八 二〇	縦 ルメセン トチ
(±)	四 一二	横 ルメセン トチ
(±)	〇七 ・五	ひだ ルメセン トチ
(±)	二 一八 〇〇	重 （グラム） さ
		表 示
		仕 立 方

荷造り
袋口にも紙又はクレープ紙を当て、袋口と平行に当て糸をして縫糸二本でミシン縫いとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第三種紙袋
材料
原紙は、J I S P 三四〇一（クラフト紙一種）M S 一八四、J I S P 三四〇一（クラフト紙五種一号）E K 一八三又は J I S P 三四〇一（クラフト紙五種二号）E K 二一八四に規定されたクラフト紙とし、縫い糸に用いる糸は、綿糸三〇番手二本より、ビロン糸二〇番手六本よりその他これらと同等以上の強さのものとする。

形
状
原紙は、J I S P 三四〇一（クラフト紙一種）M S 一八四、J I S P 三四〇一（クラフト紙五種一号）E K 一八三又は J I S P 三四〇一（クラフト紙五種二号）E K 二一八四に規定されたクラフト紙とし、縫い糸に用いる糸は、綿糸三〇番手二本より、ビロン糸二〇番手六本よりその他これらと同等以上の強さのものとする。

(±)	八 二〇	縦 ルメセン トチ
(±)	四 一二	横 ルメセン トチ
(±)	〇七 ・五	ひだ ルメセン トチ
(±)	二 一九 〇五	重 （グラム） さ
		表 示
		仕 立 方

荷造り
注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとし、縫い目の間隔は八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

(四) 規格外—合格の品位に適合しないもみであって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの種子水稲うるちもみ、種子水稲もちもみ、種子陸稲うるちもみ及び種子陸稲もちもみ

合格	等級	項目	最低限度	最高限度		
	整粒 (%)				水 (%)	被害粒、着色粒、異種穀粒及び異物
七〇	標準品	一四・五	六	〇・二	〇・三	〇・二
	形質		計 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)

八 品位

(イ) 水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ及び陸稲もちもみ

荷造り

溶着の場合にあつては、注入口をそろえ、注入口と平行にヒートシール機により溶着させるものとする。

粘着テープの場合にあつては、注入口をそろえ、内容物の高さで両側のひだ部を合わせて一回以上折り曲げ、専用の粘着テープ（幅五・五センチメートル、長さ三四センチメートル）で折り付けるものとする。

その他ポリエチレンフィルム袋

前号に掲げるポリエチレンフィルム袋以外のポリエチレンフィルム袋

(-) (+)	七五 一二五	縦 センチ メートル
(±)	三四 一	横 センチ メートル
(±)	一六 一	ひだ センチ メートル
(-) (+)	一二五 一〇五	重 グラム さ
(平均)	一八〇	厚 マイクロ メートル
表示		
仕立方		

原料製造工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「ポリエチレンフィルム袋」の文字を表面に表示し、注入口及び底部から二センチメートルにそれぞれ平行な線を表示したものを

ヒートシール機により、注入口側上端の二隅を点状に底部は底部と平行に溶着したもの。又は、これに注入口及び底部のひだ部分をコーナーシールしたもので、検査証明欄を印刷するものにあつては、該当部をマット印刷したもの

その他紙袋

前各号に掲げる紙袋以外の紙袋

(ニ) ポリエチレンフィルム袋

材料

原反は、H A O L L (炭素数六以上のαオレフィン)をモノマーとする直鎖状低密度ポリエチレン樹脂を主原料にインフレーション押出機により、J I S Z 一七〇七(食品包装用プラスチックフィルム通則)に基づく引張試験の級区分二級以上、ダート衝撃試験九〇〇グラム以上のフィルムに加工したもので、全面に七〇ミクロンの針により微細な通気孔(マイクロパーフォレーション)を開け、縦に五センチメートル幅二本の帯状にエンボス(防滑)加工したものとす。

形状

合格	等級		項目
	最低限度	最高限度	
九〇	発芽率 (%)	整粒 (%)	標準品質
九〇			
	水分 (%)	被害粒 (%)	異物 (%)
			色

(ハ) 飼料用もみ

合格	等級		項目
	最低限度	最高限度	
一四・五	水分 (%)	被害粒 (%)	異種穀粒
二五			
	麦 (%)	除いたもの (%)	異物 (%)

規格外—合格の品位に適合しないもみであつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの成分

(イ) たんぱく質(%)
(ロ) アミロース(%)

附

- 一 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
- 二 水稲もちもみ及び陸稲もちもみのうち合格のものには、その種類以外のもみが二%を超えて混入してはならない。
- 三 種子もみにおける異種穀粒及び異品種粒の混入限度
- イ 異なる品種を交配した一代雑種の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が二%を超えて混入してはならない。
- ロ 原種として生産された雄性不稔系統の種子もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が一%を超えて混入してはならない。
- ハ イ及びロに掲げる種子もみ以外の種子もみにあつては、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 四 種子もみとして検査の請求をしたもみで種子もみの等級に格付けされなかつたものについては、水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ又は陸稲もちもみとしてそれぞれの規格を適用する。
- 五 飼料用もみには、異物として土砂(これに類するものとして農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が定めるものを含む。)が混入してはならない。
- 六 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員(農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十七条第二項第一号に規定する者)をいう。以下同じ。)が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。
- 二 整粒—被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。

三 形 質―充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形及び光沢をいう。
 四 水 分―常圧加熱乾燥法のうち、一〇五度乾燥法によるものをいう。
 五 被 害 粒―損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、虫害粒、傷もみ、砕粒等）をいう。ただし、普通もみにあつては、損傷が軽微で玄米の品質及び
 六 着 色 粒―粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によつて除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程
 七 未 熟 粒―成熟していない粒をいう。
 八 異 種 穀 粒―その種類のもみ（普通もちもみにあつては、もみ）を除いた他の穀粒をいう。
 九 異 物―穀粒を除いた他のものをいう。
 一〇 発 芽 率―摂氏二五度で一四日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。
 一一 整 粒 等―整粒、未熟粒及び被害粒（原形の二分の一以下の砕粒を除く。）をいう。
 一二 たんぱく質―精米につき窒素定量法により換算値五・九五を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したもの
 をいう。

一三 玄米 アミロース―精米につきよう素呈色比色法により分光光度計を用いて測定したものをいう。

(一) 種類
 水稲うるち玄米 水稲もち玄米 陸稲うるち玄米 陸稲もち玄米 醸造用玄米 飼料用玄米

(二) 銘柄
 水稲うるち玄米
 (イ) 品種銘柄
 I C S六号、あいちのかおり あいちのこころ あきげしき あきたこまち 秋田六三号 あきだわら アキツホ 秋のきらめき アキヒカリ あきまさり
 あきろまん アケボノ 朝の光 朝日 あさひの夢 亜細亜のかおり あわみのり 淡雪こまち いただき 一番星 いなほっこり いのちの壱 笑みの
 絆 縁結び オオセト 大粒ダイヤ おてんとそだち かけはし 亀の尾四号 華麗舞 歓喜の風 北瑞穂 キヌヒカリ きぬむすめ キヨニシキ きらり
 ん 吟おうみ ぎんさん 恋初めし 恋の予感 こいもみじ 黄金錦 越路早生 越のかおり コシヒカリ 五百川 ゴロピカリ ササシグレ ササニシキ
 さとじまん さわのはな さんさんまる しふくのみ のり 清水一号 新生夢ごち スノーパール 千秋楽 大地の風 たかねみのり たちほるか
 ほみのり ちゅうらひかり チヨニシキ つきあかり ツクシホマレ つくばSD一号 つくばSD二号 つぶぞろい 天竜乙女 十和 とくだわら 土佐錦
 トドロキワセ とねのめぐみ どまんなか トヨニシキ 豊橋一号 とよめき どんとこい 中生新千本 なつしずか ナツヒカリ にこまる にじのき
 らめき 日本晴 辻ノ川一号 農林四八号 はいごころ ハイブリッドとうごう三号 ハイブリッドとうごう四号 はえぬき ハツシモ ハナエチゼン は
 なの舞い ヒエリ ピカツンタ びかまる ヒカリ新世紀 ひとめぼれ ヒノヒカリ 姫ごのみ ふくのこ フクヒカリ ふくひびき ふくむすめ ふじゆ
 たか 北陸一九三号 ほしじるし ホシユタカ ほむすめ舞 まいひかり まいひめ 祭り晴 まなむすめ まんぷくすらり みえのえみ みえのゆめ み
 系三五八 ミズホチカラ みずほの輝き みつひかり みどり豊 ミネアサヒ みねはるか みのりにしき みのりの郷 宮崎五二号 ミルキーオータム ミ
 ルキークイーン ミルキーサマー ミルキープリンセス めんこいな 萌えみのり やまだわら ヤマヒカリ ゆうだい二一 雪ごぜん ゆきの精 ゆきむ
 つみ ゆみあずさ 夢いっばい ゆめおぼこ 夢ごちち ゆめしなの 夢の華 ユメヒカリ ゆめひたち ゆめまつり レイホウ

(ロ) 産地品種銘柄
 水稲うるちもみの産地品種銘柄に同じ。
 水稲もち玄米
 産地品種銘柄
 水稲もちもみの産地品種銘柄に同じ。

ハ 醸造用玄米
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	きたしずく、吟風及び彗星	
青森県	吟烏帽子、古城錦、華想い、華さやか、華吹雪及び豊盃	
岩手県	ぎんおとめ、吟ぎんが及び結の香	
宮城県	吟のいろは、蔵の華、ひより、美山錦及び山田錦	
秋田県	秋田酒こまち、秋の精、一穂積、改良信交、吟の精、華吹雪、百田、星あかり、美郷錦及び美山錦	
山形県	羽州誉、改良信交、亀粋、京の華、五百万石、酒未来、龍の落とし子、出羽燦々、出羽の里、豊国、美山錦、山酒四号、山田錦及び雪女神	
福島県	京の華一号、五百万石、華吹雪、福乃香、フクノハナ、美山錦、山田錦及び夢の香	
茨城県	五百万石、ひたち錦、美山錦、山田錦、若水及び渡船	
栃木県	五百万石、とちぎ酒一四、ひとごち、美山錦、山田錦及び夢ささら	
群馬県	改良信交、五百万石、舞風、山酒四号、山田錦及び若水	
埼玉県	五百万石、酒香Zen、さけ武蔵及び山田錦	
千葉県	雄町、五百万石、総の舞及び山田錦	
神奈川県	雄町、山田錦、楽風舞及び若水	
新潟県	一本ノ、菊水、越神楽、越淡麗、五百万石、たかね錦、八反錦二号、北陸一二号、山田錦及び楽風舞	
富山県	雄山錦、五百万石、富の香、美山錦及び山田錦	
石川県	石川酒三〇号、石川酒六八号、石川門、五百万石、北陸一二号及び山田錦	
福井県	おくほまれ、九頭竜、越の雫、五百万石、さかほまれ、神力及び山田錦	
山梨県	吟のさと、玉栄、ひとごち、美山錦、山田錦及び夢山水	

高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県
風鳴子、吟の夢、土佐麗及び山田錦	しづく媛及び山田錦	雄町、吟の夢及び山田錦	吟のさと及び山田錦	五百万石、西都の雫、白鶴錦及び山田錦	雄町、改良雄町、こいおまち、千本錦、八反、八反三五号、八反錦一号、萌えいぶき及び山田錦	雄町、吟のさと及び山田錦	縁の舞、改良雄町、改良八反流、神の舞、五百万石、佐香錦及び山田錦	強力、五百万石、五百万星、玉栄、鳥系酒一〇五号及び山田錦	五百万石、玉栄及び山田錦	露葉風、なら酒一五〇四及び山田錦	野条穂、白鶴錦、兵庫北錦、兵庫恋錦、Hyogo Saké八五、兵庫錦、兵庫夢錦、フクノハナ、辨慶、山田錦、山田穂及び渡船二号	雄町、五百万石及び山田錦	祝、五百万石及び山田錦	吟吹雪、滋賀酒八五号、滋賀渡船六号、玉栄及び山田錦	伊勢錦、神の穂、五百万石、山田錦及び弓形穂	山田錦、夢吟香、夢山水及び若水	五百万石、誉富士、山田錦及び令和誉富士	揖斐の誉、五百万石、ひだほまれ及び酔むすび	金紋錦、山恵錦、しらかば錦、たかね錦、ひとごこち、美山錦及び山田錦

福岡県	雄町、吟のさと、壽限無及び山田錦
佐賀県	西海一三四号、佐賀酒七三号、さかの華及び山田錦
長崎県	山田錦
熊本県	吟のさと、神力、華錦及び山田錦
大分県	雄町、吟のさと、五百万石、山田錦及び若水
宮崎県	ちほのまい、はなかぐら及び山田錦
鹿児島県	山田錦

(三) 規格
イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰 六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムの場合とする。紙袋詰めの場合 三〇キログラム又は二〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

ポリエチレンフィルム詰めの場合 三〇キログラム。ただし、特上から三等まで以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

その他の場合 三〇キログラム又は二〇キログラム

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋 もみの荷造り及び包装の場合の麻袋に同じ。

(ロ) 樹脂袋 もみの荷造り及び包装の場合の樹脂袋に同じ。

(ハ) 紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の紙袋に同じ。

第一種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。

第二種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。

第三種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。

第四種紙袋 もみの荷造り及び包装の場合の第四種紙袋に同じ。

材料 原紙は、JIS P三四〇一(クラフト紙五種一号) EK一八三又はJIS P三四〇一(クラフト紙五種二号) EK二一八四に規定されたクラフト伸張紙とする。

形状

(±) 六 一	縦 〔センチメートル〕
(±) 三 〇 ・ 五 ・ 八	横 〔センチメートル〕
(±) 七 ・ 五 ・ 六	ひだ 〔センチメートル〕
(±) 一 二 〇 七	重 (グラム) さ
示したものの	表 示
粘着両面テープ（四センチメートル）の片面をはり付けたもの	仕 立 方
各層とも新クラフト伸張紙を用いて二層とし、排出口側は階段切りにし、二重折りのりばりした上に引き紐付き補強紙をはり付け、注入封緘側はトップシール幅（四・五センチメートル）に階段切りにし、折り曲げの合わせ側に封緘用	

荷造り

注入口を揃え、内容物の高さで両側のひだを整え、両面テープ側に袋を折り、封緘用粘着テープではり付けるものとする。

その他紙袋

前各号に掲げる紙袋以外の紙袋

(二) ポリエチレンフィルム袋

もみの荷造り及び包装の場合のポリエチレンフィルム袋に同じ。

(ホ) フレキシブルコンテナバッグ

推奨フレキシブルコンテナバッグ

形状

推奨フレキシブルコンテナバッグの形状は、方形かつ充填質量が一、〇八〇キログラムのものとし、JIS Z一六五一に規定する性能に適合しているもの。

その他フレキシブルコンテナバッグ

前号に掲げる推奨フレキシブルコンテナバッグ以外のフレキシブルコンテナバッグ

(ハ) その他

(イ) から(ホ)までに掲げるもの以外のもの。

項 目	規 格
引裂強さ (mN)	縦二八八〇mN以上かつ横三二七〇mN以上のもの
引張強さ (kN/m)	縦二・五kN/m以上かつ横七・八kN/m以上のもの
伸び (%)	縦二・三%以上かつ横四・八%以上のもの
落下強度	高さ一・二メートルから十回落下させ、破袋しないもの

防滑角度 (度)	縦三〇度以上かつ横二六度以上のもの
----------	-------------------

ハ 品位
(イ) 水稻うるち玄米 (一)

等級	項目	
	最低限度	最高限度
三等	四五	三〇
二等	六〇	二〇
一等	七〇	一五
規格項目	容積重 (g/l)	容積重 (g/l)
	白未熟粒 (%)	白未熟粒 (%)
	水分 (%)	水分 (%)
	死米 (%)	死米 (%)
	胴割粒 (%)	胴割粒 (%)
	碎粒 (%)	碎粒 (%)
	着色粒 (%)	着色粒 (%)
	異種穀粒 (%)	異種穀粒 (%)
	異物 (%)	異物 (%)

(ロ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
規格項目

(ハ) 水稻もち玄米
規格項目の表示方法
規格項目のうち a から g までは測定値を表示することとする。
h の測定値が 〇・四% 以下の場合には「基準値以下」、〇・四% を超える場合は「基準値超」とそれぞれ表示することとする。
i の測定値が 〇・二% 以下の場合は「基準値以下」、〇・二% を超える場合は「基準値超」とそれぞれ表示することとする。

項目	最低限度	最高限度
----	------	------

等級	項目		
(%) 粒	最低限度		
形質	最低限度		
水 (%) 分	最高限度		
(%) 計	被害粒、死米、着色粒、もみ及び異物		
(%) 死米			
(%) 着色粒			
(%) もみ			
(%) 異物			
色	最高限度		

(ホ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの醸造用玄米

等級	項目		
(%) 粒	最低限度		
形質	最低限度		
水 (%) 分	最高限度		
(%) 計	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物		
(%) 死米			
(%) 着色粒			
(%) もみ			
(%) 麦			
もみ及び麦を除いたもの (%)	最高限度		
(%) 異物	最高限度		

(ニ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの陸稲うるち玄米及び陸稲もち玄米

等級	項目		
(%) 粒	最低限度		
形質	最低限度		
水 (%) 分	最高限度		
(%) 計	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物		
(%) 死米			
(%) 着色粒			
(%) もみ			
(%) 麦			
もみ及び麦を除いたもの (%)	最高限度		
(%) 異物	最高限度		

特上	九〇	特上標準品	一五・〇	五	三	〇・〇	〇・一	〇・〇	品種固有の色
特等	八〇	特等標準品	一五・〇	一〇	五	〇・〇	〇・二	〇・一	品種固有の色
一等	七〇	一等標準品	一五・〇	一五	七	〇・一	〇・三	〇・一	品種固有の色
二等	六〇	二等標準品	一五・〇	二〇	一〇	〇・三	〇・五	〇・四	—
三等	四五	三等標準品	一五・〇	三〇	二〇	〇・七	一・〇	〇・六	—

(ハ) 規格外―特上から三等までのそれぞれの品位に適合しない醸造用玄米であつて、もみ及び異物を五〇%以上混入していないもの
飼料用玄米

項目	最		高		限		度	
	水 (%) 分	被 害 粒 (%)	も (%) み	異 種 穀 粒	表 (%)	もみ及び表を 除いたもの (%)	異 (%) 物	
合格	一五・〇	二五	三	一	一	一	一	一

規格外―合格の品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

ニ 成分
(イ) たんぱく質 (%)
(ロ) アミロース (%)

附

- 一 醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
- 二 次の道県で生産された醸造用玄米に限り、その水分の最高限度は各等級とも本表の数値にそれぞれ次の数値を加算したものとす。
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各道県 一・〇%
新潟、富山、石川、福井、鳥取、島根及び沖繩の各県 〇・五%
- 三 もち玄米には、その種類以外の玄米が一等のものにあつては一%、二等のものにあつては二%、三等のものにあつては三%を超えて混入してはならない。
- 四 玄米には、異物として土砂（これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
- 五 醸造用玄米には、もみを除く異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
- 六 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行ったものを使用していなければならない。
- 七 荷造り及び包装のその他については、農産局長が別に定めるガイドラインに基づき、素材の性質を踏まえ、項目の一部を省略できるものとする。
- 八 水稲うるち玄米（二）の規格項目は、用途や品種の特性を踏まえ、農産局長が別に定めるガイドラインに基づき、規格項目の証明の一部を省略することができるものとする。

定義

一等	等級	項目	
	最低限度	最高限度	
一等標準品	形質	水分 (%)	粉状質粒及び被害粒
一五・〇		計 (%)	被害粒
一〇		計 (%)	着色粒 (%)
〇・〇			
		碎粒 (%)	異種穀粒及び異物
〇・〇		もみ (%)	
〇・一		もみを除いたもの (%)	

百分率—全量に対する重量比をいう。

一 容積—水稲うるち玄米(二)にあつては、ブラウエル穀粒計又は電気式穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。

二 整形—粒—被害粒、死米、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。

三 皮部—質—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢並びに肌ずれ、心白及び腹白の程度をいう。

四 水害—分—もみの定義の水分に同じ。

五 被害—粒—損傷を受けた粒(発芽粒、病害粒、芽くされ粒、虫害粒、胴割粒、奇形粒、茶米、碎粒等)をいう。ただし、醸造用玄米における胴割粒を除き、損傷が軽微で精米の品質及び精米歩合に影響を及ぼさない程度のもを除き、飼料用玄米にあつては、発芽粒、病害粒及び芽くされ粒をいう。

六 未熟—粒—米—充実していない粉状質の粒(青死米及び白死米)をいう。

七 着色—粒—米—死米を除いた成熟していない粒をいう。

八 異種穀—粒—その種類の玄米(もち玄米にあつては、玄米)を除いた他の穀粒をいう。

九 異種穀—物—もみの定義の異物に同じ。

一〇 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

一一 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

一二 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

一三 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

一四 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

一五 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

一六 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

一七 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

一八 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

一九 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

二〇 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

二一 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

二二 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

二三 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

二四 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

二五 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

二六 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

二七 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

二八 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

二九 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

三〇 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

三一 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

三二 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

三三 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

三四 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

三五 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

三六 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

三七 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

三八 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

三九 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

四〇 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

四一 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

四二 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

四三 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

四四 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

四五 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

四六 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

四七 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

四八 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

四九 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

五〇 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

五一 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

五二 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

五三 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

五四 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

五五 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

五六 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

五七 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

五八 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

五九 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

六〇 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

六一 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

六二 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

六三 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

六四 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

六五 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

六六 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

六七 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

六八 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

六九 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

七〇 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

七一 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

七二 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

七三 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

七四 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

七五 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

七六 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

七七 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

七八 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

七九 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

八〇 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

八一 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

八二 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

八三 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

八四 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

八五 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

八六 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

八七 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

八八 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

八九 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

九〇 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

九一 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

九二 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

九三 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

九四 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

九五 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

九六 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

九七 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

九八 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

九九 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

一〇〇 異種穀—物—もみの定義のたんばく質に同じ。

(イ) 品位—七分づき精米

(ロ) 紙袋詰めの場合—三〇キログラム

紙袋—荷造り及び包装

第一種紙袋—もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。

第二種紙袋—もみの荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。

第三種紙袋—もみの荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。

ハ 品位—七分づき精米

等 外	二 等	等 外 標準品	一 等 標準品	一 五 ・ 〇	二 〇	二 五	四	〇 ・ 二	一 五	五	〇 ・ 〇	〇 ・ 二
-----	-----	---------	---------	---------	-----	-----	---	-------	-----	---	-------	-------

(ロ) 規格外一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの完全精米

項目	最低限度	最 高 限 度	
		粉 状 質 粒 及 び 被 害 粒	被 害 粒
等級	形 質	水 分 (%)	計 (%)
一 等	一 等 標 準 品	一 五 ・ 〇	一 〇
二 等	二 等 標 準 品	一 五 ・ 〇	二 〇
等 外	等 外 標 準 品	一 五 ・ 〇	二 五
			被 害 粒 (%)
			着 色 粒 (%)
			碎 粒 (%)
			も み (%)
			も みを 除 いた もの (%)

規格外一等から等外までのそれぞれの品位に適合しない精米であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの成分

(イ) たんぱく質 (%)
(ロ) アミロース (%)

附

一 水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。

二 もち精米には、その種類以外の精米が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては二%、等外のものにあつては三%を超えて混入してはならない。

三 精米には、異物として土砂（これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。

四 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った紙袋を使用していなければならない。

定義

一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。

二 形質—ぬか層のはく離及びぬかの付着の程度、粒ぞろい並びに心白及び腹白の程度をいう。

三 水分—もみの定義の水分に同じ。

四 粉状質粒—粒質が粉状又は半粉状の粒をいう。

五 被被害粒—粒汚染し、又は損傷を受けた粒（碎粒を除く。）をいう。

六 着色粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のもものを除く。

七 碎粒—その大きさが完全粒の三分の二から四分の一（針金二五番線ふるい目の開き一・七ミリメートルのふるいをもつて分け、そのふるいの上に残る程度の大きさをいう。）までの粒をいう。

八 異種穀粒—その種類の精米（もち精米にあつては、精米）を除いた他の穀粒をいう。
 九 異物—その大きさが完全粒の四分の一未満の精米粒及び穀粒を除いた他のものをいう。
 一〇 たんばく質—もみの定義のたんばく質に同じ。
 一一 アミロース—もみの定義のアミロースに同じ。

四 小麦類

(一) 普通小麦 強力小麦 種子小麦

(二) 銘柄

イ 普通小麦 産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品	種
北海道	キタノカオリ、きたほなみ、北見九五号、タクネコムギ、つるきち、はるきらり、ハルユタカ、春よ恋、ホクシン、みのりのちから、ゆめちから及びゆめほわいと	
青森県	キタカミコムギ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫及びゆきちから	
岩手県	キタカミコムギ、銀河のちから、コユキコムギ、ナンブキラリ、ナンブコムギ、ネバリゴシ、もち姫、やわら姫、ゆきちから及びゆきはるか	
宮城県	あおばの恋、銀河のちから、シラネコムギ、夏黄金及びゆきちから	
秋田県	銀河のちから及びネバリゴシ	
山形県	ナンブコムギ及びゆきちから	
福島県	きぬあずま、さとのそら、夏黄金及びゆきちから	
茨城県	きぬの波、さとのそら、農林六一号、ゆめかおり及びユメシホウ	
栃木県	イワイノダイチ、さとのそら、タマイズミ、農林六一号及びゆめかおり	
群馬県	きぬの波、さとのそら、ダブル八号、つるぴかり、農林六一号及びゆめかおり	
埼玉県	あやひかり、さとのそら、農林六一号、ハナマンテン及びはるみずき	
千葉県	さとのそら、農林六一号及びユメシホウ	
神奈川県	あやひかり、さとのそら、ニシノカオリ、農林六一号、ゆめかおり及びユメシホウ	

新潟県	夏黄金、ゆきちから及びゆきはるか
富山県	さとのそら及びゆきちから
石川県	シロガネコムギ、夏黄金、ナンブコムギ及びゆきちから
福井県	福井県大三号及びゆめちから
山梨県	きぬの波、農林六一号及びゆめかおり
長野県	しゅんよう、シラネコムギ、しろゆたか、ハナチカラ、ハナマンテン、ユメアサヒ、ゆめかおり、ゆめきらり、ユメセイキ及びゆめちから
岐阜県	イワイノダイチ、さとのそら、タマイズミ及び農林六一号
静岡県	イワイノダイチ、きぬあかり及び農林六一号
愛知県	イワイノダイチ、きぬあかり及びゆめあかり
三重県	あやひかり、さちかおり、さとのそら、タマイズミ、ニシノカオリ、もち姫及びユメシホウ
滋賀県	さちかおり、シロガネコムギ、せとのほほえみ、ニシノカオリ、農林六一号、はる風ふわり、びわほなみ、ふくさやか、ミナミノカオリ及びゆめちから
京都府	せときらら及び農林六一号
兵庫県	シロガネコムギ、せときらら、セトデュール、セトデュールR五、たつきらり、ふくほのか、ほしみらい、ミナミノカオリ及びゆめちから
奈良県	はるみずき及びふくはるか
鳥取県	銀河のちから、さちかおり、チクゴイズミ、はる風ふわり及びミナミノカオリ
島根県	農林六一号、はるみずき、ふくほのか、ミナミノカオリ及びゆめちから
岡山県	シラサギコムギ、せときらら及びふくほのか
広島県	キヌヒメ、ふくさやか及びミナミノカオリ
山口県	せときらら、にしのやわら及びふくさやか
徳島県	チクゴイズミ

香川県	さぬきの夢二〇〇九、さぬきの夢二〇二三及びはるみずき
愛媛県	さとのそら、シロガネコムギ、せときらら、チクゴイズミ及びミナミノカオリ
福岡県	シロガネコムギ、チクゴイズミ、ちくしW二号、ちくし春香、にしのやわら、ニシホナミ、ミナミノカオリ、みなみのやわら及びモチハルカ
佐賀県	さちかおり、シロガネコムギ、チクゴイズミ、はる風ふわり、ミナミノカオリ及びモチハルカ
長崎県	シロガネコムギ、チクゴイズミ、長崎W二号及びミナミノカオリ
熊本県	くまきり、シロガネコムギ、チクゴイズミ、ミナミノカオリ及びモチハルカ
大分県	チクゴイズミ及びはるみずき
宮崎県	せときらら、チクゴイズミ、はるみずき及びミナミノカオリ
鹿児島県	せときらら及びミナミノカオリ

項目	最低限度	最高限度
被害粒、異種穀粒及び異物		

- ロ 強力小麦
 品種銘柄
 アオバコムギ
 (三) 規格
 イ 量目
 麻袋又は樹脂袋詰めの場合 六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとすることができる。
 紙袋詰めの場合 三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。
 ロ 荷造り及び包装
 (イ) 麻袋
 もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。
 (ロ) 樹脂袋
 もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。
 (ハ) 紙袋
 もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。
 ハ 品位
 (イ) 普通小麦

強力小麦	普通小麦	種 類	項目	
合格	合格	等級	項目	
七四〇	七四〇	容積重 (グラム)	最 低 限 度	
九〇	九〇	整粒 (%)	最 低 限 度	
七〇	—	硝子率 (%)	最 低 限 度	
八〇	八〇	発芽率 (%)	最 低 限 度	
標準品	標準品	形質	最 高 限 度	
一二・五	一二・五	水分 (%)	最 高 限 度	
〇・五	〇・五	被害粒 (%)	最 高 限 度	
〇・〇	〇・〇	麦角粒 (%)	異 物	最 高 限 度
〇・〇	〇・〇	麦角粒を 除いたもの (%)		
〇・二	〇・二	麦角粒を 除いたもの (%)	異 物	最 高 限 度
品種固有の色	品種固有の色	色		

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない強力小麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの種子小麦

二 等	一 等	等級	項目	
七三〇	七六〇	容積重 (グラム)	最 低 限 度	
六五	七五	整粒 (%)	最 低 限 度	
—	七〇	硝子率 (%)	最 低 限 度	
二等標準品	一等標準品	形質	最 低 限 度	
一二・五	一二・五	水分 (%)	最 低 限 度	
一〇・〇	五・〇	異品種粒 (%)	最 低 限 度	
一五・〇	五・〇	(計)	最 高 限 度	
一・〇	〇・五	異種穀粒 (%)	最 高 限 度	
〇・〇	〇・〇	麦角粒 (%)	異 物	最 高 限 度
〇・〇	〇・〇	なまぐさ黒 穂病粒率 (%)		
〇・一	〇・一	麦角粒及び なまぐさ黒 穂病を 除いたもの (%)	異 物	最 高 限 度
〇・六	〇・四	麦角粒及び なまぐさ黒 穂病を 除いたもの (%)		

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通小麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの強力小麦

二 等	一 等	等級	項目	
七三〇	七八〇	容積重 (グラム)	最 低 限 度	
六〇	七五	整粒 (%)	最 低 限 度	
二等標準品	一等標準品	形質	最 低 限 度	
一二・五	一二・五	水分 (%)	最 低 限 度	
一五・〇	五・〇	(計)	最 高 限 度	
一・〇	〇・五	異種穀粒 (%)	最 高 限 度	
〇・〇	〇・〇	麦角粒 (%)	異 物	最 高 限 度
〇・一	〇・一	なまぐさ黒 穂病粒率 (%)		
〇・六	〇・四	麦角粒及び なまぐさ黒 穂病を 除いたもの (%)	異 物	最 高 限 度

ニ 成分
(イ) たんばく質 (%)
(ロ) でん粉

附

- 一 普通小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種以外の小麦（種子小麦を除く。）について適用する。
- 二 強力小麦の規格は、品種銘柄として定められた品種（種子小麦を除く。）について適用する。
- 三 普通小麦及び強力小麦のうち一等及び二等のものには、被害粒のうち発芽粒が二・〇%、赤かび粒が〇・〇%及び黒かび粒が五・〇%を超えて混入してはならない。
- 四 普通小麦のうち一等及び二等のものには、強力小麦が一〇%を超えて混入してはならない。
- 五 小麦には、異物として土砂（これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
- 六 種子小麦には、異臭があつてはならない。
- 七 種子小麦には、異品種粒、異種穀粒又はなまぐさ黒穂病粒が混入してはならない。
- 八 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、なまぐさ黒穂病粒率、硝子率及び発芽率の場合を除く。
- 二 容積—重—ブラウエル穀粒計で測定した一リットルの重量をいう。
- 三 整形粒—二ミリメートルの縦目ぶるいをもつて分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
- 四 質—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢等をいう。
- 五 水分—もみの定義の水分に同じ。
- 六 被害粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、砕粒、熱損粒及び種子小麦についての芽くされ粒、胴割粒等）をいう。ただし、普通小麦及び強力小麦にあつては、被害が軽微で小麦粉の品質及び製粉歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
- 七 発芽粒—発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のある粒をいう。
- 八 赤かび粒—赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
- 九 黒かび粒—黒かび菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。
- 一〇 異品種粒—その品種以外の小麦の粒をいう。
- 一一 異種穀粒—小麦を除いた他の穀粒をいう。
- 一二 異物—もみの定義の異物に同じ。
- 一三 麦角—もみの定義の異物に同じ。
- 一四 粒—もみの定義の異物に同じ。
- 一五 粒—もみの定義の異物に同じ。
- 一六 粒—もみの定義の異物に同じ。
- 一七 粒—もみの定義の異物に同じ。
- 一八 粒—もみの定義の異物に同じ。
- 一九 粒—もみの定義の異物に同じ。
- 二〇 粒—もみの定義の異物に同じ。

五

(一) 種類

- 一 普通小粒大麥
- 二 普通大粒大麥
- 三 ビール大麥
- 四 種子大麥

(二) 銘柄

- 一 普通小粒大麥
- 二 普通大粒大麥
- 三 ビール大麥
- 四 種子大麥

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	宮城県	岩手県	県
ファイバースノウ	ファイバースノウ	カシマゴール及びさやかぜ	シュンライ	カシマゴール、さやかぜ、ファイバースノウ及びミノリムギ	シュンライ、ファイバースノウ及びホワイトファイバー	ファイバースノウ	はねうまもち及びファイバースノウ	ファイバースノウ、ホワイトファイバー及びミノリムギ	ファイバースノウ	はねうまもち及びミノリムギ	カシマムギ及びきはだもち	すずかぜ	さやかぜ、シュンライ及びセツゲンモチ	シュンライ	カシマゴール及びカシマムギ	シュンライ及びべんけいむぎ	シュンライ	シュンライ、ホワイトファイバー	シュンライ及びファイバースノウ	品
																				種

道 府 県	品 種	兵 庫 県	鳥 取 県	広 島 県	大 分 県
道 府 県	品 種	シ ュ ン ラ イ 及 び フ ア イ バ ー ス ノ ウ	シ ュ ン ラ イ	さ や か ぜ	ホ ワ イ ト フ ア イ バ ー
北 海 道	札 育 二 号 及 び り よ う ふ う				
茨 城 県	ミ カ モ ゴ ー ル デ ン				
栃 木 県	ア ス カ ゴ ー ル デ ン、 サ チ ホ ゴ ー ル デ ン、 ス カ イ ゴ ー ル デ ン、 と ち の い ぶ き、 ニ ュ ー サ チ ホ ゴ ー ル デ ン 及 び も ち 絹 香				
群 馬 県	サ チ ホ ゴ ー ル デ ン 及 び ミ カ モ ゴ ー ル デ ン				
静 岡 県	ミ カ モ ゴ ー ル デ ン				
滋 賀 県	ニ ュ ー サ チ ホ ゴ ー ル デ ン				
京 都 府	ニ ュ ー サ チ ホ ゴ ー ル デ ン				
鳥 取 県	し ゅ ん れ い 及 び は る さ や か				
島 根 県	サ チ ホ ゴ ー ル デ ン				
岡 山 県	サ チ ホ ゴ ー ル デ ン、 ス カ イ ゴ ー ル デ ン 及 び ミ ハ ル ゴ ー ル ド				
広 島 県	は る か 二 条				
山 口 県	サ チ ホ ゴ ー ル デ ン				
徳 島 県	ニ シ ノ ホ シ				
香 川 県	は る か 二 条				

ロ 普通大粒大麦
 産地品種銘柄
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

高知県	ニシノチカラ及びはるか二条
福岡県	くすもち二条、はるか二条、はるさやか及びはるしずく
佐賀県	煌二条、サチホゴールデン、しらゆり二条及びはるか二条
長崎県	はるか二条
熊本県	くすもち二条、ニシノホシ、はるか二条及びはるしずく
大分県	サチホゴールデン、トヨノホシ及びニシノホシ
宮崎県	ニシノホシ及びはるか二条
鹿児島県	ニシノホシ及びはるか二条

(三) 規格
イ 量目

- (イ) 普通小粒大麦、普通大粒大麦及び種子大麦
麻袋又は樹脂袋詰めの場合 五〇キログラム又は二五キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、四〇キログラム又は二〇キログラムとすることができる。
- (ロ) 紙袋詰めの場合
紙袋又は樹脂袋詰めの場合 五〇キログラム又は二五キログラム
紙袋詰めの場合 二五キログラム
- (ハ) 麻袋
もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。
- (ニ) 樹脂袋
もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。
- (ホ) 紙袋
もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。
- (ヘ) 品位
普通小粒大麦 (ロ)に掲げるものを除く。

項目		最	低	限	度	最	高	限	度
容積重 (グラム)	整粒 (%)	形	質	水 (%)	計	熱損粒	異種穀粒	異	物

項目	等級		項目	
	二等	一等	容積重 (グラム)	整粒 (%)
最低限度	五六〇	六二〇		
	六〇	七五		
最高限度	二等標準品	一等標準品	形質	
	一三・〇	一三・〇	水分 (%)	
最高限度	一五・〇	五・〇	(%)計	被害粒、熱損粒、異種穀粒及び異物
	〇・五	〇・五	熱損粒 (%)	
最高限度	一・〇	〇・五	異種穀粒 (%)	異物
	〇・〇	〇・〇	麦角粒 (%)	
最高限度	〇・六	〇・四	麦角粒を除いたもの (%)	

(ホ) 規格外―異臭のあるもの又は又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通大粒大麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
(ニ) 普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)
(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は又は合格の品位に適合しない普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
(ニ) 普通大粒大麦(ニ)に掲げるものを除く。)

合格	等級		項目	
	一四・〇	四五	被害粒 (%)	(%)計
最高限度	二五		異種穀粒及び異物	異物
	一一			
最高限度	〇・〇		麦角粒 (%)	麦角粒を除いたもの (%)
	一			

等級	項目	
	二等	一等
最高限度	五四〇	六〇〇
	六〇	七五
最高限度	二等標準品	一等標準品
	一三・〇	一三・〇
最高限度	一五・〇	五・〇
	〇・五	〇・五
最高限度	一・〇	〇・五
	〇・〇	〇・〇
最高限度	〇・六	〇・四

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通小粒大麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの
(ニ) 普通小粒大麦(飼料用に供されるもの)

等級	容積重 (グラム)		発芽勢 (%)		整粒 (%)		形質		水分		細麦 (%)		被害粒、異品種粒及び異種穀粒並びに異物											
	六〇〇	六三〇	九五	九五	七〇	八〇	九〇	等外上標準品	二等標準品	一等標準品	一三・〇	一三・〇	一三・〇	六・〇	三・〇	二・〇	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	異物	異物	色
等外上	六〇〇	六三〇	九五	九五	七〇	八〇	九〇	等外上標準品	二等標準品	一等標準品	一三・〇	一三・〇	一三・〇	六・〇	三・〇	二・〇	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	異物	異物	色
二等	六三〇	六三〇	九五	九五	七〇	八〇	九〇	二等標準品	二等標準品	一等標準品	一三・〇	一三・〇	一三・〇	三・〇	三・〇	二・〇	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	異物	異物	色
一等	六四五	六四五	九五	九五	七〇	八〇	九〇	一等標準品	一等標準品	一等標準品	一三・〇	一三・〇	一三・〇	二・〇	二・〇	二・〇	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	異物	異物	色

(ハ) 種子大麦

種 類	等級	項目		最 低 限 度		最 高 限 度		色	
		容積重 (グラム)	発芽率 (%)	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒 (%)		異物
普通小粒大麦	合格	五六〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	品種固有の色
普通大粒大麦	合格	五九〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	品種固有の色
ビール大麦	合格	五九〇	八〇	九〇	標準品	一三・〇	〇・五	〇・〇	品種固有の色

附

- 一 普通小粒大麦の規格は、二条大麦以外の大麥（種子大麥を除く。）で飼料用に供されぬものについて適用する。
- 二 普通大粒大麦の規格は、二条大麦（種子大麥を除く。）で飼料用又は醸造用に供されぬものについて適用する。
- 三 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦以外の大麥（種子大麥を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
- 四 普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格は、二条大麦（種子大麥を除く。）で飼料用に供されるものについて適用する。
- 五 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）の規格が適用されるものについては、銘柄の規定は、適用しない。
- 六 この規格で「飼料用に供される」とは、単体飼料又は配合飼料の原料に供されることをいう。
- 七 ビール大麦の規格は、二条大麦（種子大麥を除く。）で醸造用に供されるものについて適用する。
- 八 ビール大麦の発芽勢は、後熟後における数値とする。
- 九 被害粒のうち赤かび粒は、普通小粒大麦及び普通大粒大麦のうち一等及び二等のもの並びにビール大麦にあつては〇・〇%、普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）のうち合格のものにあつては一〇・〇%を超えて混入してはならない。
- 一〇 大麦には、異物として土砂（これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
- 一一 ビール大麦及び種子大麥には、異臭があつてはならない。

一二 種子大麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。
 一三 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用して
 定義 なければならない。

一 百分率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢及び発芽率の場合を除く。
 二 容積重—小麦の定義の容積重に同じ。
 三 整粒—二ミリメートル（普通大粒大麦及びビール大麦の等外上にあつては二・二ミリメートル、ビール大麦の一等及び二等にあつては二・五ミリメートル）の縦目ぶるいをもって分け、そのふるいの上に残る健全粒をいう。
 四 形質—小麦の定義の形質に同じ。
 五 水分—小麦の定義の水分に同じ。
 六 被害粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、砕粒、熱損粒、空洞粒、硬質粒並びにビール大麦及び種子大麦についての芽くされ粒、剥皮粒等）をいう。ただし、被害が軽微で、普通小粒大麦及び普通大粒大麦にあつては精麦の品質及び精麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）にあつては飼料の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、ビール大麦にあつては麦芽の品質及び製麦歩合に影響を及ぼさない程度のもを、ビール大麦以外の大麦の粒をいう。
 七 赤かび粒—小麦の定義の赤かび粒に同じ。
 八 熱損粒—熱等によって損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。
 九 異品種粒—ビール大麦についての異品種粒とは、ビール大麦以外の大麦の粒をいう。
 一〇 異種穀粒—大麦を除いた他の穀粒をいう。
 一一 異物—もみの定義の異物に同じ。
 一二 小麦の定義の小麦粒に同じ。
 一三 勢—撰氏二〇度で七十二時間以内に発芽した整粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
 一四 細芽—普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）及び普通大粒大麦（飼料用に供されるもの）にあつては二ミリメートル、ビール大麦にあつては二・二
 一五 発芽率—撰氏二〇度で七日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した健全粒等に対する粒数歩合をいう。
 一六 健全粒等—小麦の定義の健全粒等に同じ。
 六 裸麦類
 (-) 普通裸麦 種子裸麦
 (二) 普通銘柄 種子銘柄
 産地品種銘柄
 産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道県	品	種
北海道	キラリモチ	
茨城県	キラリモチ	
栃木県	ビューファイバー	
埼玉県	イチバンボシ、キラリモチ及びもっちりぼし	

愛知県	ビューファイバー及びワキシーフファイバー
滋賀県	イチバンボシ、キラリモチ、ダイシモチ及びフクミファイバー
兵庫県	キラリモチ及び米澤モチ二号
島根県	イチバンボシ
岡山県	イチバンボシ、ダイシモチ及びキラリモチ
広島県	キラリモチ
山口県	トヨノカゼ
徳島県	イチバンボシ及びダイシモチ
香川県	イチバンボシ、善通寺二〇二四、ダイシモチ及びハルアカネ
愛媛県	ダイシモチ、ハルヒメボシ及びマンネンボシ
福岡県	イチバンボシ
佐賀県	イチバンボシ、ダイシモチ及びユメサキボシ
長崎県	長崎御島及び御島裸
熊本県	イチバンボシ及びダイシモチ
大分県	トヨノカゼ及びハルアカネ
宮崎県	宮崎裸

(三) 規格

イ 量目

麻袋又は樹脂袋詰めの場合

紙袋詰めの場合

ロ 荷造り及び包装

(イ) 麻袋

(ロ) もみの荷造り及び包装の場合の第一種麻袋から第三種麻袋までに同じ。

六〇キログラム又は三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、五〇キログラム又は二五キログラムとすることができる。

三〇キログラム。ただし、一等及び二等以外に該当すると認められるものは、二五キログラムとすることができる。

- (ハ) もみの荷造り及び包装の場合の第一種樹脂袋から第三種樹脂袋までに同じ。
- (イ) もみの紙袋
- (ロ) もみの荷造り及び包装の場合の第一種紙袋から第二種紙袋までに同じ。
- ハ 品位
- (イ) 普通裸麦

項目	等級		項目	最低限度	最高限度
	一等	二等			
容積重 (グラム)	七六〇	七一〇	整粒 (%)	七〇	五五
	七六〇	七一〇			
形質	一等標準品	二等標準品	水分 (%)	計 (%)	熱損粒 (%)
	一等標準品	二等標準品			
水分 (%)	一三・〇	一三・〇	異種穀粒 (%)	異物	異物
	一三・〇	一三・〇			
被害粒 (%)	五・〇	五・〇	異種穀粒及び異物	異物	異物
	五・〇	五・〇			
異物	〇・五	〇・五	異物	異物	異物
	〇・五	〇・五			
色	〇・二	〇・二	異物	異物	異物
	〇・二	〇・二			
品種固有の色	〇・六	〇・四	異物	異物	異物

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しない普通裸麦であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの種子裸麦

項目	等級		項目	最低限度	最高限度
	一等	二等			
容積重 (グラム)	七六〇	七六〇	整粒 (%)	七〇	五五
	七六〇	七六〇			
形質	標準品	標準品	水分 (%)	被害粒 (%)	異物
	標準品	標準品			
水分 (%)	一三・〇	一三・〇	異種穀粒 (%)	異物	異物
	一三・〇	一三・〇			
被害粒 (%)	五・五	五・五	異種穀粒及び異物	異物	異物
	五・五	五・五			
異物	〇・五	〇・五	異物	異物	異物
	〇・五	〇・五			
色	〇・二	〇・二	異物	異物	異物
	〇・二	〇・二			
品種固有の色	〇・六	〇・四	異物	異物	異物

附
 一 普通裸麦のうち一等及び二等のものにあつては、被害粒のうち赤かび粒が〇・〇%を超えて混入してはならない。
 二 裸麦には、異物として土砂(これに類するものとして農産局長が定めるものを含む。)が混入してはならない。
 三 種子裸麦には、異臭があつてはならない。
 四 種子裸麦には、異品種粒又は異種穀粒が混入してはならない。
 五 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。
 定義
 一 百分率―もみの定義の百分率に同じ。
 二 積重―小麦の定義の容積重に同じ。
 三 整粒―小麦の定義の整粒に同じ。

四 形 質—小麦の定義の形質に同じ。
 三 水 分—もみの定義の水分に同じ。
 二 被 害 粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、たい色粒、虫害粒、胴割粒、碎粒、熱損粒及び種子裸麦についての芽くされ粒等）をいう。ただ
 一 赤 か び 粒—小麦の定義の赤かび粒に同じ。
 〇 熱 損 粒—小麦の定義の熱損粒に同じ。
 九 異 種 穀 粒—裸麦を除いた他の穀粒をいう。
 八 異 物—もみの定義の異物をいう。
 一 〇 異 角 粒—小麦の定義の異角粒に同じ。
 一 一 發 芽 率—小麦の定義の発芽率に同じ。
 一 二 健 全 粒—小麦の定義の健全粒等に同じ。
 一 三 大 豆 類
 (-) 種 類
 イ 普通大豆及び特定加工用大豆
 大粒大豆 中粒大豆 小粒大豆 極小粒大豆
 ロ 種子大豆
 大粒大豆 中粒大豆 小粒大豆 極小粒大豆
 (二) 銘 柄
 普通大豆及び特定加工用大豆
 イ 大粒大豆及び中粒大豆
 産地品種銘柄

道府県	品 種
北海道	秋田（大粒大豆を除く。）、大袖の舞、大袖振、音更大袖振、タマフクラ、つるの子、ツルムスメ、とよまさり、ハヤヒカリ（大粒大豆を除く。）、光黒及びゆきぴりか
青森県	おおすず、オクシロメ（大粒大豆を除く。）及びシユウリュウ
岩手県	青丸くん、シユウリュウ、スズカリ、ナンブシロメ、ミヤギシロメ、ユキホマレ、リュウハウ及びリョウユウ
宮城県	あやこがね、きぬさやか、すずみのり、タチナガハ、タンレイ及びミヤギシロメ
秋田県	あきたみどり、すずさやか及びリュウハウ
山形県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ、シユウリュウ、スズユタカ、タチユタカ及びリュウハウ
福島県	あやこがね、おおすず、里のほほえみ、タチナガハ及びふくいぶき
茨城県	里のほほえみ、タチナガハ及びハタユタカ

栃木県	里のほほえみ及びタチナガハ
群馬県	オオツル、里のほほえみ、タチナガハ及びハタユタカ
埼玉県	エンレイ、行田在来、里のほほえみ、タチナガハ及び白光
千葉県	サチユタカ、里のほほえみ、タチナガハ及びフクユタカ
新潟県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ、スズユタカ及びタチナガハ
富山県	エンレイ、オオツル及びシュウレイ
石川県	あやこがね、エンレイ、里のほほえみ及びフクユタカ
福井県	あやこがね、エンレイ、オオツル、里のほほえみ及びフクユタカ
山梨県	あやこがね及びナカセンナリ
長野県	ギンレイ、すずほまれ、すずみのり、タチナガハ、つぶほまれ及びナカセンナリ
岐阜県	アキシロメ、里のほほえみ、タチナガハ、中鉄砲、つやほまれ及びフクユタカ
静岡県	フクユタカ
愛知県	フクユタカ
三重県	サチユタカA一号、タマホマレ及びフクユタカ
滋賀県	エンレイ、オオツル、ことゆたか、里のほほえみ、すみさやか、タマホマレ及びフクユタカ
京都府	エンレイ、オオツル、京白丹波、サチユタカ及びタマホマレ
兵庫県	あやこがね、オオツル、こがねさやか、サチユタカ、たつひめ、たつまる、タマホマレ及び夢さよう
奈良県	あやみどり及びサチユタカ
鳥取県	エンレイ、サチユタカ、すずこがね、タマホマレ、はれごころ及び星のめぐみ
島根県	青丸くん、サチユタカ、シュウレイ、タマホマレ、ナカセンナリ及びフクユタカ
岡山県	サチユタカ、タマホマレ、トヨシロメ、はれごころ及びフクユタカ

茨城県	山形県	宮城県	岩手県	北海道	道県	鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県
納豆小粒	すずかおり	すずほのか	コスズ及びすずほのか	スズヒメ、スズマル及びユキシズカ	品 種	フクユタカ	キヨミドリ及びフクユタカ	ちくしB五号及びフクユタカ	そらみのり及びフクユタカ	フクユタカ	佐大HO一号及びフクユタカ	ちくしB五号及びフクユタカ	サチユタカ及びフクユタカ	サチユタカ及びフクユタカ	フクユタカ	フクユタカ	サチユタカ及びフクユタカ	アキシロメ、あきまる及びサチユタカ

ロ 小粒大豆及び極小粒大豆
産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

荷造り
袋口をそろえ裏側に三回以上折り曲げ、両端から約一〇センチメートルの箇所袋口の中央に折り曲げて、左右の口ひもで真結びとする。

第二種紙袋
材料
原紙は、J I S P三四〇一（クラフト紙一種）、J I S P三四〇一（クラフト紙四種）、J I S P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJ I S P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

(±) 八 三七	〔 ルメセ ー トチ 〕 縦
(±) 〇 ・四 三二	〔 ルメセ ー トチ 〕 横
(±) 〇七 ・三五	〔 ルメセ ー トチ 〕 ひだ
三二 一〇〇 以下	(重 ラム さ)
製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第三種紙袋」の文字を表したものの	表 示
各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて三層又は四層とし、排出側は端を三層又は四層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付けたもの	仕 立 方

荷造り
袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第三種紙袋
材料
原紙は、J I S P三四〇一（クラフト紙一種）、J I S P三四〇一（クラフト紙四種）、J I S P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJ I S P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。

(±) 八 三七	〔 ルメセ ー トチ 〕 縦
(±) 〇 ・四 三二	〔 ルメセ ー トチ 〕 横
(±) 〇七 ・三五	〔 ルメセ ー トチ 〕 ひだ
三二 一〇〇 以下	(重 ラム さ)
製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第三種紙袋」の文字を表したものの	表 示
各層とも新クラフト紙又は新クラフト伸張紙を用いて三層又は四層とし、排出側は端を三層又は四層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付けたもの	仕 立 方

荷造り
注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

第四種紙袋
材料
原紙は、J I S P三四〇一（クラフト紙一種）、J I S P三四〇一（クラフト紙四種）、J I S P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJ I S

合格	等級		項目	
	最低	限度	最高	限度
七〇	粒 (%)度	形 質	水 (%)分	
標準品				
一五・〇				
三五	(%)計	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	著しい被害粒等 (%)	異種穀粒 (%)
五				
二				
〇				

(p) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない大豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
 特定加工用大豆

等級	項目	
	最低	限度
三等	七〇	三等標準品
二等	七〇	二等標準品
一等	七〇	一等標準品
	一五・〇	一五・〇
	一五・〇	一五・〇
	三〇	二〇
	三〇	二〇
	一五	一五
	四	二
	二	一
	〇	〇
	〇	〇

ハ 品位
 (イ) 普通大豆
 荷造り
 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

(±) 七二〇	〔ルメセントチ〕 縦
(±) 〇・四三二	〔ルメセントチ〕 横
(±) 〇七・三五	〔ルメセントチだ〕
二五〇以下 二一〇以上	(グラムさ)
第四種紙袋の重量及び文字を表面に表示したもの	表示
各層とも新クラフト紙を用いて四層とし、底部はクレープ紙を当て、その上に紙をミシン縫いとし、縫目の間隔は八ミリメートルとする。	仕立方

形状 P三四〇一(クラフト紙五種二号)に規定されたクラフト紙とする。

(ハ) 規格外—合格の品位に適合しない大豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの種子大豆

合格	等級		項目
	最低限度	最高限度	
八〇	発芽率 (%)	形質	水分 (%)
合格標準品			被害粒及び未熟粒 (%)
一五・〇			異物 (%)
〇			

附

- 一 北海道において生産された大豆のうち、普通大豆の三等のもの及び特定加工用大豆の合格のものに限り、その水分の最高限度は、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
 - 二 普通大豆及び特定加工用大豆の小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径六・一ミリメートル（北海道で生産されたものにあつては直径六・七ミリメートル）の丸目ふるいをもつて分け、極小粒大豆の産地品種銘柄にあつては直径五・五ミリメートルの丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が一〇%未満でなければならぬ。
 - 三 普通大豆の色の区分は、黄色、黒色、茶色及び青色とし、それぞれの色の大豆にはその色以外の色のものが一粒があつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 - 四 特定加工用大豆の規格は、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用される大豆に適用する。
 - 五 種子大豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 - 六 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。
- 定義
 一 百分率—もみの定義の百分率に同じ。
 二 粒—次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさの目の丸目ふるいをもつて分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

区分	ふるいの目の大きさ
大粒大豆	直径七・九ミリメートル（つるの子及び光黒（北海道で生産されたもの）、ミヤギシロメ（岩手県及び宮城県で生産されたもの）並びにオオツル（群馬県、富山県、福井県、滋賀県、京都府及び兵庫県において生産されたもの）にあつては直径八・五ミリメートル、タマフクラ（北海道で生産されたもの）にあつては直径九・一ミリメートル）
中粒大豆	直径七・三ミリメートル
小粒大豆	直径五・五ミリメートル
極小粒大豆	直径四・九ミリメートル

三 形 質—充実度、粒形、色沢、粒ぞろい等をいう。

	四	水	分―もみの定義の水分に同じ。
	五	被害	粒―損傷を受けた粒（病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒、はく皮粒等）をいう。ただし、普通大豆にあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを、特定加工用大豆にあつては製品の品質に影響を及ぼさない程度のもを除く。
	六	未熟	粒―もみの定義の未熟粒に同じ。
	七	著しい被害	粒―その品種以外の大豆の粒をいう。
	八	異品種	粒―大豆を除いた他の穀粒をいう。
	九	異物	―穀粒を除いた他のもの及び死豆（充実していない粉状質の粒）をいう。
	一〇	異芽	―撰氏二五度で八日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。
	一一	整粒	―整粒（被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。）、未熟粒及び被害粒（原形の二分の一以下の破碎粒、子葉が一枚の破碎粒及び種皮が完全に離脱したはく皮粒を除く。）をいう。
	一二	大豆	
	八	小豆	
	(一)	種類	
	イ	一般小豆	普通小豆　その他の小豆
	ロ	大納言小豆	普通小豆　その他の小豆
	ハ	大納言小豆	普通小豆　その他の小豆
	ニ	大納言小豆	普通小豆　その他の小豆
	(二)	銘柄	
	イ	一般小豆（その他の小豆を除く。）	
	ロ	産地銘柄	
	ハ	北海道	
	(三)	規格	
	イ	量目	
	(イ)	一般小豆	
	ロ	麻袋又は樹脂袋詰めの場合	六〇キログラム又は三〇キログラム
	ハ	紙袋詰めの場合	三〇キログラム又は二五キログラム
	ニ	種子小豆	
	ホ	麻袋又は樹脂袋詰めの場合	六〇キログラム又は三〇キログラム
	ヘ	紙袋詰めの場合	三〇キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム
	ロ	荷造り及び包装	
	(イ)	麻袋又は樹脂袋	
	(ロ)	紙袋	
	第一種紙袋	大豆の荷造り及び包装の場合の第一種紙袋に同じ。	
	第二種紙袋	大豆の荷造り及び包装の場合の第二種紙袋に同じ。	
	第三種紙袋	大豆の荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。	
	第四種紙袋	大豆の荷造り及び包装の場合の第三種紙袋に同じ。	
	材料		
	原紙は、JIS P三四〇一（クラフト紙一種）、JIS P三四〇一（クラフト紙四種）、JIS P三四〇一（クラフト紙五種一号）又はJIS P三四〇一（クラフト紙五種二号）に規定されたクラフト紙とする。		

一等	等級	項目	
	九〇	整粒 (%)	最低限度
一等標準品		形質	
一五・〇	水 (%)	最高限度	
一〇	計 (%)	被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物	最高限度
〇	異種穀粒 (%)		
〇	異物 (%)		

ハ 品位
 (イ) 一般小豆
 荷造り
 注入口側にも紙又はクレープ紙を当て、当て紙をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。

(±) 七七・二五	縦 〔一センチルチメ〕	(±) 〇・四三二	横 〔一センチルチメ〕	(±) 〇七・三五	ひだ 〔一センチルチメ〕	二二〇〇以下 二四〇〇以上	重さ (グラム)	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第五種紙袋」の文字を表示したもの	各層とも新クラフト紙を用いて三層とし、排出口側は端を三層重ねた状態で二回折り曲げ、引きひも付き補強紙をはり付けたもの
	表 示		表 示		表 示		仕 立 方		

第五種紙袋
 袋口にも紙又はクレープ紙を当て、当て糸をしてミシン縫いとしたものとし、縫目の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
 材料
 原紙は、JIS P三四〇一(クラフト紙一種)、JIS P三四〇一(クラフト紙四種)、JIS P三四〇一(クラフト紙五種一号)又はJIS P三四〇一(クラフト紙五種二号)に規定されたクラフト紙とする。
 形状

(±) 七七・二五	縦 〔一センチルチメ〕	(±) 〇・四三二	横 〔一センチルチメ〕	(±) 〇七・三五	ひだ 〔一センチルチメ〕	二二〇〇以下 二七〇〇以上	重さ (グラム)	製紙工場名、製袋工場名及び風袋の重量並びに「第四種紙袋」の文字を表示したもの	各層とも新クラフト紙又は新クラフト紙を当てる。その上に当て紙をしてミシン縫い(縫目)の間隔は、八ミリメートル又は一〇ミリメートルとする。
	表 示		表 示		表 示		仕 立 方		

三 等	六五	三等標準品	一五・〇	三五	一	〇
二 等	八五	二等標準品	一五・〇	一五	〇	〇

(ロ) 規格外―一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない小豆であつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
種子小豆

合 格	等 級	項目		最 高 限 度			
		最 低 限 度	最 高 限 度				
九〇	九〇	整 粒 (%)	発 芽 率 (%)	形 質	水 分 (%)	被 害 粒 及 び 未 熟 粒 (%)	異 物 (%)
九〇	九〇	九〇	九〇	合格標準品	一五・〇	一〇	〇

附

一 一般小豆の規格は、機械より及びみがきを行っている一般小豆に適用する。
 二 北海道において生産された一般小豆に限り、その水分の最高限度は、本表の数値に、二等のものにあつては一・〇%、三等のものにあつては二・〇%を加算したものとする。
 三 一般小豆の大納言小豆、普通小豆又はその他の小豆にあつては、その種類以外の種類の小豆が一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。
 四 種子小豆には、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。
 五 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

一 百分率―もみの定義の百分率に同じ。
 二 整粒―もみの定義の整粒に同じ。
 三 形質―大豆の定義の形質に同じ。
 四 水分―もみの定義の水分に同じ。
 五 被害粒―損傷を受けた粒(病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒等)をいう。ただし、一般小豆にあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもものを除く。
 六 未熟粒―もみの定義の未熟粒に同じ。
 七 異品種―その品種以外の小豆の粒をいう。
 八 異種穀粒―小豆を除いた他の穀粒をいう。
 九 異物―大豆の定義の異物に同じ。
 一〇 発芽率―摂氏二〇度で七日間以内に発芽した整粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。
 (イ) 種類
 一 普通いんげん
 二 中長うづら
 三 中長うづら
 四 中長うづら
 五 中長うづら
 六 中長うづら
 七 中長うづら
 八 中長うづら
 九 中長うづら
 一〇 中長うづら
 一一 中長うづら
 一二 中長うづら
 一三 中長うづら
 一四 中長うづら
 一五 中長うづら
 一六 中長うづら
 一七 中長うづら
 一八 中長うづら
 一九 中長うづら
 二〇 中長うづら
 二一 中長うづら
 二二 中長うづら
 二三 中長うづら
 二四 中長うづら
 二五 中長うづら
 二六 中長うづら
 二七 中長うづら
 二八 中長うづら
 二九 中長うづら
 三〇 中長うづら
 三一 中長うづら
 三二 中長うづら
 三三 中長うづら
 三四 中長うづら
 三五 中長うづら
 三六 中長うづら
 三七 中長うづら
 三八 中長うづら
 三九 中長うづら
 四〇 中長うづら
 四一 中長うづら
 四二 中長うづら
 四三 中長うづら
 四四 中長うづら
 四五 中長うづら
 四六 中長うづら
 四七 中長うづら
 四八 中長うづら
 四九 中長うづら
 五〇 中長うづら
 五一 中長うづら
 五二 中長うづら
 五三 中長うづら
 五四 中長うづら
 五五 中長うづら
 五六 中長うづら
 五七 中長うづら
 五八 中長うづら
 五九 中長うづら
 六〇 中長うづら
 六一 中長うづら
 六二 中長うづら
 六三 中長うづら
 六四 中長うづら
 六五 中長うづら
 六六 中長うづら
 六七 中長うづら
 六八 中長うづら
 六九 中長うづら
 七〇 中長うづら
 七一 中長うづら
 七二 中長うづら
 七三 中長うづら
 七四 中長うづら
 七五 中長うづら
 七六 中長うづら
 七七 中長うづら
 七八 中長うづら
 七九 中長うづら
 八〇 中長うづら
 八一 中長うづら
 八二 中長うづら
 八三 中長うづら
 八四 中長うづら
 八五 中長うづら
 八六 中長うづら
 八七 中長うづら
 八八 中長うづら
 八九 中長うづら
 九〇 中長うづら
 九一 中長うづら
 九二 中長うづら
 九三 中長うづら
 九四 中長うづら
 九五 中長うづら
 九六 中長うづら
 九七 中長うづら
 九八 中長うづら
 九九 中長うづら
 一〇〇 中長うづら

合格	等級	項目	
		最低限度	最高限度
八五	整粒 (%)	九〇	発芽率 (%)
	形質	合格標準品	形質
一六・〇	水分 (%)		被害粒及び未熟粒 (%)
	異物 (%)	一五	

(ロ) 規格外一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないいんげんであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの種子いんげん

等級	項目	最低限度		最高限度									
		三等	二等	一等	計 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)						
六五	整粒 (%)	三 等標準品	二 等標準品	一 等標準品	一六・〇	一六・〇	一六・〇	三五	二〇	一〇	一	〇	〇

- ハ 大豆の荷造り及び包装の場合の紙袋に同じ。
- (イ) 普通いんげん
- (ロ) 荷造り及び包装の場合
- (ロ)(イ) 紙袋又は樹脂袋
- (ロ) 紙袋又は樹脂袋詰めの場合
- (ロ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
- (ロ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
- (イ) 普通いんげん
- (イ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
- (イ) 紙袋詰めの場合
- (イ) 種子いんげん
- (イ) 規格
- (二) 普通いんげん(その他の金時及びその他のいんげんを除く。)
- (二) 産地銘柄
- (二) 北海道

一 普通いんげんの規格は、機械より、手より等の調製を行っているいんげんに適用する。

二 北海道において生産された普通いんげんの白花豆及び大福に限り、その水分の最高限度は、本表の数値に、二等のものにあつては一・〇%、三等のものにあつては二・〇%を加算したものとす。

三 普通いんげんの中長うずら、大手亡、とら豆、白花豆及び大福にあつては、その種類以外の種類のいんげんが混入してはならない。

四 普通いんげんの種類のうち、「大正金時、北海金時、丹頂金時」及び「大正白金時、白金時、福白金時」をそれぞれ区分し、その区分した種類以外のいんげんが混入してはならず、かつ、それぞれ区分した種類間において一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。

五 普通いんげんの他の金時及びその他のいんげんにあつては、これらの種類以外の種類のいんげんが一等のものにあつては〇%、二等のものにあつては五%、三等のものにあつては一〇%を超えて混入してはならない。

六 種子いんげんには、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。

七 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用していなければならない。

定義

- 一 百分率もみの定義の百分率に同じ。
- 二 整形粒もみの定義の整形粒に同じ。
- 三 形質大豆の定義の形質に同じ。
- 四 水分もみの定義の水分に同じ。
- 五 被害粒損傷を受けた粒(病害粒、虫害粒、変質粒、破碎粒、皮切れ粒等)をいう。ただし、普通いんげんにあつては、損傷が軽微で製品の品質に影響を及ぼさない程度のもをを除く。
- 六 未熟粒もみの定義の未熟粒に同じ。
- 七 異品種粒その品種以外のいんげんの粒をいう。
- 八 異種穀粒いんげんを除いた他の穀粒をいう。
- 九 異物大豆の定義の異物に同じ。
- 一〇 発芽率小豆の定義の発芽率に同じ。
- 十一 かんしょ生切干
- (一) かんしょ種類
- (二) かんしょ平切干
- (三) かんしょ粗碎切干
- イ 規格
- (イ) 量目
- (イ) かんしょ平切干
- (イ) 麻袋又は樹脂袋詰めの場合
- (イ) 紙袋詰めの場合
- (ロ) 紙袋又は樹脂袋詰めの場合
- (ロ) 荷造り及び包装
- (イ) かんしょ平切干
- (ロ) 麻袋、樹脂袋又は紙袋
- (ロ) 麻袋、樹脂袋又は紙袋
- (ロ) 麻袋、樹脂袋又は紙袋
- ハ 品位

四〇キログラム又は三〇キログラム
 三〇キログラム又は二五キログラム
 五〇キログラム
 二〇キログラム

(イ) かんしよ平切干

項目	等級		最低限度	最高限度
	一等	二等		
品質	一等標準品	二等標準品	(ミリメートル) 厚さ	
水分	一三	一三		
くず	五	一〇		
変質もの	一	四		
異物	〇・一	一・〇		

(ロ) 規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしよ粗砕切干

項目	等級		最低限度	最高限度
	一等	二等		
品質	一等標準品	二等標準品	(%) 粒	
水分	一三	一三		
くず	五	一〇		
変質もの	一	四		
異物	〇・一	一・〇		

附

規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

一 かんしよ粗砕切干の規格は、かんしよ平切干を粗砕したものに限り適用する。
 二 包装には、農産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋又は紙袋を使用してなければならない。

定義

- 一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。
- 二 質—充実度、質の硬軟、形状の整否（かんしよ平切干の場合に限る。）
- 三 さ—はさみ尺にて測定したもの。
- 四 度—一辺の長さが一・五ミリメートル以上二〇ミリメートル未満のもの
- 五 分—もみの定義の水分に同じ。
- 六 ず—皮部の残存の多いものをいう。
- 七 変質もの—変色したもの、虫害のあるもの、異臭のあるものをいう。
- 八 異物—かんしよ生切干を除いた他のものをいう。
- 十一 種類—
 (一) 普通そば
 (二) 普通銘柄
 (三) 普通銘柄
 (四) 普通銘柄
 (五) 普通銘柄
 (六) 普通銘柄
 (七) 普通銘柄
 (八) 普通銘柄
 (九) 普通銘柄
 (十) 普通銘柄
 (十一) 普通銘柄
 (十二) 普通銘柄
 (十三) 普通銘柄
 (十四) 普通銘柄
 (十五) 普通銘柄
 (十六) 普通銘柄
 (十七) 普通銘柄
 (十八) 普通銘柄
 (十九) 普通銘柄
 (二十) 普通銘柄
 (二十一) 普通銘柄
 (二十二) 普通銘柄
 (二十三) 普通銘柄
 (二十四) 普通銘柄
 (二十五) 普通銘柄
 (二十六) 普通銘柄
 (二十七) 普通銘柄
 (二十八) 普通銘柄
 (二十九) 普通銘柄
 (三十) 普通銘柄
 (三十一) 普通銘柄
 (三十二) 普通銘柄
 (三十三) 普通銘柄
 (三十四) 普通銘柄
 (三十五) 普通銘柄
 (三十六) 普通銘柄
 (三十七) 普通銘柄
 (三十八) 普通銘柄
 (三十九) 普通銘柄
 (四十) 普通銘柄
 (四十一) 普通銘柄
 (四十二) 普通銘柄
 (四十三) 普通銘柄
 (四十四) 普通銘柄
 (四十五) 普通銘柄
 (四十六) 普通銘柄
 (四十七) 普通銘柄
 (四十八) 普通銘柄
 (四十九) 普通銘柄
 (五十) 普通銘柄
 (五十一) 普通銘柄
 (五十二) 普通銘柄
 (五十三) 普通銘柄
 (五十四) 普通銘柄
 (五十五) 普通銘柄
 (五十六) 普通銘柄
 (五十七) 普通銘柄
 (五十八) 普通銘柄
 (五十九) 普通銘柄
 (六十) 普通銘柄
 (六十一) 普通銘柄
 (六十二) 普通銘柄
 (六十三) 普通銘柄
 (六十四) 普通銘柄
 (六十五) 普通銘柄
 (六十六) 普通銘柄
 (六十七) 普通銘柄
 (六十八) 普通銘柄
 (六十九) 普通銘柄
 (七十) 普通銘柄
 (七十一) 普通銘柄
 (七十二) 普通銘柄
 (七十三) 普通銘柄
 (七十四) 普通銘柄
 (七十五) 普通銘柄
 (七十六) 普通銘柄
 (七十七) 普通銘柄
 (七十八) 普通銘柄
 (七十九) 普通銘柄
 (八十) 普通銘柄
 (八十一) 普通銘柄
 (八十二) 普通銘柄
 (八十三) 普通銘柄
 (八十四) 普通銘柄
 (八十五) 普通銘柄
 (八十六) 普通銘柄
 (八十七) 普通銘柄
 (八十八) 普通銘柄
 (八十九) 普通銘柄
 (九十) 普通銘柄
 (九十一) 普通銘柄
 (九十二) 普通銘柄
 (九十三) 普通銘柄
 (九十四) 普通銘柄
 (九十五) 普通銘柄
 (九十六) 普通銘柄
 (九十七) 普通銘柄
 (九十八) 普通銘柄
 (九十九) 普通銘柄
 (百) 普通銘柄

産地品種銘柄
産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

宮崎県	宮崎早生かおり
長野県	長野S八号及び長野S一一号
茨城県	常陸秋そば
福島県	会津のかおり
山形県	でわかおり、最上早生及び山形BW五号
青森県	階上早生
県	品
	種

(三) 規格

- イ 量目
麻袋又は樹脂袋詰めの場合 四五キログラム又は二二・五キログラム
紙袋詰めの場合 二二・五キログラム
ロ 荷造り及び包装
麻袋、樹脂袋又は紙袋
ハ 品位
(イ) 普通そば (ロ) に掲げるものを除く。

等級	項目	
	最低限度	最高限度
二等	容積重 (グラム)	水分 (%)
一等	被害粒 (%)	異種穀粒 (%)
	異物 (%)	

(ロ) 規格外一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであつて、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
普通そば(四倍体)

項目	最低限度	最高限度
----	------	------

附

一 普通そば（四倍体）及び種子そば（四倍体）の規格は、みやぎきおつぶ及び信州大そばに適用する。

合格	等級		項目
	最低	最高	
六〇〇	容積重 (グラム)	最低	容積重
九〇	発芽率 (%)	最低	発芽率
合格標準品	形質	最低	形質
一六・〇	水分 (%)	最高	水分
四	被害粒及び未熟粒 (%)	最高	被害粒及び未熟粒
一	異物 (%)	最高	異物

(ホ) 種子そば（四倍体）

合格	等級		項目
	最低	最高	
六一〇	容積重 (グラム)	最低	容積重
九〇	発芽率 (%)	最低	発芽率
合格標準品	形質	最低	形質
一六・〇	水分 (%)	最高	水分
四	被害粒及び未熟粒 (%)	最高	被害粒及び未熟粒
一	異物 (%)	最高	異物

(ニ) 規格外一等級及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
種子そば（ホ）に掲げるものを除く。）

等級	項目	
	最低	最高
二 等	八〇	粒度
一 等	八〇	水分
	一六・〇	被害粒
	一五	異種穀粒
	二	異物

(ハ) 規格外一等級及び二等のそれぞれの品位に適合しないそば（四倍体）であって、異種穀粒及び異物が五〇%以上混入していないもの
だったんそば

等級	項目	
	最低	最高
二 等	五五〇	容積重
一 等	六〇〇	水分
	一六・〇	被害粒
	一五	異種穀粒
	二	異物

二 等	一 等								
		四五	〇・〇二	〇・三	〇・二〇	四五	五・〇	少ないもの	異臭がないもの

(ロ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしよ並でん粉

二 等	一 等	等級	項目	最	高	限	度	最	低	限	度					
			水 (%)分									きよう雑物	臭			
			砂 (%)分													
			灰 (%)分													
			たん (%)白													
			酸 性 度													
			色 沢													
			きよう雑物													
			臭 気													
二 等	一 等	一八	一八	〇・〇五	〇・〇三	〇・四	〇・三	〇・二〇	〇・一五	四・五	五・〇	二等標準品	一等標準品	色 沢	きよう雑物	臭 気

(ハ) 規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしよさらしでん粉

二 等	一 等	等級	項目	最	高	限	度	最	低	限	度					
			水 (%)分									きよう雑物	臭			
			砂 (%)分													
			灰 (%)分													
			たん (%)白													
			酸 性 度													
			色 沢													
			きよう雑物													
			臭 気													
二 等	一 等	一八	一八	〇・〇三	〇・〇一	〇・三	〇・二	〇・一五	〇・一〇	五・〇	五・五	二等標準品	一等標準品	色 沢	きよう雑物	臭 気

規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
かんしよでん粉は、アルカリ性であつてはならない。

附 定義

- 一 百分率―玄米の定義の百分率に同じ。
- 二 水分―もみの定義の水分に同じ。
- 三 砂―比重選別法により砂分測定瓶を用いて測定したものをいう。
- 四 灰―燃燒灰化法により電気炉を用いて測定したものをいう。
- 五 たん―窒素定量法により換算値六・二五を用いたものをいう。
- 六 酸性度―ガラス電極水素イオン濃度計により測定したものをいう。
- 七 きよう雑物―繊維、コルク質、わらくず等をいう。
- 八 ばれいしよでん粉

乙 種類

(二) ばれいしよ生でん粉 ばれいしよ未粉でん粉 ばれいしよ精製でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉 ばれいしよ二番粉でん粉精粉
 規 格
 量 目

(イ) ばれいしよ生でん粉
 (ロ) 五五キログラム又は四五キログラム
 (ハ) ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉
 (ニ) 麻袋又は布袋詰めの場合 四五キログラム
 (ホ) 紙袋詰めの場合 二五キログラム、二〇キログラム又は一〇キログラム
 (ヘ) ばれいしよ二番粉でん粉及びばれいしよ二番粉でん粉精粉
 (ニ) 麻袋又は布袋詰めの場合 三五キログラム
 (ロ) 紙袋詰めの場合 二〇キログラム
 (イ) 荷造り及び包装
 (イ) ばれいしよ生でん粉
 (ロ) 麻袋又は布袋
 (ハ) ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉
 (ニ) 麻袋、布袋又は紙袋
 (ホ) ばれいしよ二番粉でん粉及びばれいしよ二番粉でん粉精粉
 (ヘ) 麻袋、布袋又は紙袋
 (イ) 品位
 (イ) ばれいしよ生でん粉

項目	等級		項目	等級	
	一 等	二 等		一 等	二 等
最 高	四七	四七	水 (%)分	四七	四七
	〇・〇二	〇・〇一		砂 (%)分	〇・〇二
限 度	〇・三	〇・二	灰 (%)分	〇・三	〇・二
	〇・一五	〇・一〇		たん (%)白	〇・一五
最 低 限 度	四・五	五・〇	酸性 度	四・五	五・〇
	少ないもの	ないもの		きよう 雑物	少ないもの
臭 気	異臭が 少ないもの	異臭が ないもの	臭 気	異臭が 少ないもの	異臭が ないもの

(ロ) 規格外一等級及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
 ばれいしよ未粉でん粉

項目	等級		項目	等級	
	一 等	二 等		一 等	二 等
最 高 限 度	一八	一八	水 (%)分	一八	一八
	〇・〇二	〇・〇一		砂 (%)分	〇・〇二
限 度	〇・三	〇・二	灰 (%)分	〇・三	〇・二
	〇・一五	〇・一〇		たん (%)白	〇・一五
最 低 限 度	五・〇	五・五	酸性 度	五・〇	五・五
	二等標準品	一等標準品		色 沢	二等標準品
臭 気	ほとんどないもの	ないもの	きよう 雑物	ほとんどないもの	ないもの
	異臭がほとんどないもの	異臭がないもの		臭 気	異臭がほとんどないもの

附
 一 ばれいしよ生でん粉、ばれいしよ未粉でん粉及びばれいしよ精製でん粉にあつては、アルカリ性であつてはならない。
 二 ばれいしよ精製でん粉及びばれいしよ二番粉でん粉精粉の粒度にあつては、ふるい目の開き〇・一〇五ミリメートルのふるいを通過するものでなければな

規格外—一及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

項目	等級			最低限度	きよう雑物	臭気
	二等	一等	水 (%)分			
砂	二〇	〇・七〇	(%)分	二等標準品	少ないもの	異臭が少ないもの
灰	一・六	一・〇	(%)分	一等標準品	ないもの	異臭がないもの
たん白	一・〇〇	〇・七〇	(%)	二等標準品	少ないもの	異臭が少ないもの
色	二等標準品	一等標準品	色	二等標準品	少ないもの	異臭が少ないもの
沢	二等標準品	一等標準品	沢	二等標準品	少ないもの	異臭が少ないもの

(ホ) 規格外—一及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
 ばれいしよ二番粉でん粉精粉

項目	等級			最低限度	きよう雑物	臭気
	二等	一等	水 (%)分			
砂	二〇	〇・四〇	(%)分	二等標準品	ほとんどないもの	異臭がほとんどないもの
灰	一・〇	〇・六	(%)分	一等標準品	ないもの	異臭がないもの
たん白	〇・七〇	〇・五〇	(%)	二等標準品	ほとんどないもの	異臭がほとんどないもの
色	二等標準品	一等標準品	色	二等標準品	ほとんどないもの	異臭がほとんどないもの
沢	二等標準品	一等標準品	沢	二等標準品	ほとんどないもの	異臭がほとんどないもの

(ニ) 規格外—一及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
 ばれいしよ二番粉でん粉

項目	等級			最低限度	きよう雑物	臭気
	二等	一等	水 (%)分			
砂	一八	〇・〇〇	(%)分	二等標準品	ほとんどないもの	異臭がほとんどないもの
灰	〇・三	〇・二	(%)分	一等標準品	ないもの	異臭がないもの
たん白	〇・一五	〇・一〇	(%)	二等標準品	ほとんどないもの	異臭がほとんどないもの
酸性度	五・〇	五・五	酸性度	二等標準品	ほとんどないもの	異臭がほとんどないもの
色	二等標準品	一等標準品	色	二等標準品	ほとんどないもの	異臭がほとんどないもの
沢	二等標準品	一等標準品	沢	二等標準品	ほとんどないもの	異臭がほとんどないもの

(ハ) 規格外—一から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
 ばれいしよ精製でん粉

三等	一八	〇・〇三	〇・四	〇・二〇	四・五	三等標準品	少ないもの	異臭が少ないもの
----	----	------	-----	------	-----	-------	-------	----------

らない。

定義

一 百分率—玄米の定義の百分率に同じ。

二 水分—もみの定義の水分に同じ。

三 砂分—かんしよでん粉の砂分に同じ。

四 灰分—かんしよでん粉の灰分に同じ。

五 たんぱく質—かんしよでん粉のたんぱく質に同じ。

六 酸性—かんしよでん粉の酸性に同じ。

七 粒性—標準手ぶるい法によるものをいう。

八 雑物—かんしよでん粉の定義のきよ雑物に同じ。

補則、農林水産大臣は、一から十二までに掲げるもののほか、流通の円滑を図るため特に必要があるときは、取引慣行を勘案して、農産物の種類、生産年度、生産される地域等に限り、その量目又は荷造り及び包装についての規格を定めることがある。この場合には、この規格は、関係する地方農政局、北海道農政事務所又は沖繩総合事務局及び関係する地方農政局長、北海道農政事務所又は沖繩総合事務局長が適当と認める場所において公示する。

附則

2 1 この告示は、令和八年四月三十日から施行する。
令和七年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、裸麦及び大豆の銘柄については、なお従前の例による。